個人情報の取扱に関する覚書

　熊川　栄（以下「甲」という。）　と　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、本村へのふるさと納税を行った者への贈呈品発送業務に関し、甲が保有する個人情報を乙に提供することについて、嬬恋村個人情報保護条例（平成１７年条例第９号）第１２条第２項の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

　**（目的）**

第１条　この覚書は、本村へふるさと納税を行った者（以下「寄附者」という。）への贈呈品の発送業務（以下「本業務」という。）に関し、甲が乙に対して提供する個人情報の適切な保護を図ることを目的とする。

　**（提供する個人情報の内容）**

第２条　甲が乙に提供する個人情報は、寄附者に係る個人情報のうち、次に掲げるものとする。

　⑴　氏名

　⑵　住所

　⑶　電話番号

　**（個人情報の使用制限）**

第３条　甲が乙に提供する寄附者に係る個人情報は、本業務にのみ使用するものとする。

　**（個人情報の管理）**

第４条　乙は、甲から提供を受けた寄附者に係る個人情報を取り扱うに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　⑴　当該個人情報をその責任において厳重に管理し、当該個人情報の棄損、紛失、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じるとともに、その秘密を保持すること。

　⑵　当該個人情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。

　⑶　当該個人情報の複写又は複製を行わないこと。

　**（事故発生時の報告）**

第５条　乙は、甲から提供を受けた個人情報について、当該個人情報の棄損、紛失、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

　**（情報の返還又は消去）**

第６条　乙は、甲からの発注に基づく本業務が完了したときは、その都度速やかに甲から提供を受けた個人情報を返還し、又は消去しなければならない。

２　乙は、甲の指示により甲から提供を受けた個人情報を廃棄するときは、当該個人情報を判別することができないよう必要な措置を施したうえで、廃棄しなければならない。

　**（違反の場合の措置）**

第７条　乙は、この覚書に定める事項に違反したとき、又は違反する恐れがあることを知ったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

２　乙がこの覚書に定める事項に違反したときは、甲は、直ちに乙に提供した個人情報を回収し、以後、乙への個人情報の提供は行わない。

　**（損害賠償）**

第８条　甲は、乙がこの覚書に定める事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができる。

　**（有効期間）**

第９条　この覚書の有効期間は、寄附者への贈呈品の取扱事業者である期間とする。

　**（その他）**

第１０条　この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関して疑義を生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

　この覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　（甲）　　所　在　　　群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前１１０

　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　嬬恋村長　　熊　川　　　栄　　　印

　　　　　　　　　（乙）　　所　在

　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印